

令和4年第3回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和4年第3回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和4年6月6日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年6月17日 午前10時00分

閉会日時 令和4年6月17日 午前11時28分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 巴 光政 7番 佐藤 久哉
2			諸般の報告	
3	議案	29	契約の締結について（木質バイオマスセンター建設工事）	
4	〃	30	契約の締結について（木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事）	
5	〃	31	契約の締結について（下水道管理センター機械設備改築更新工事）	
6	〃	32	契約の締結について（下水道管理センター電気計装設備改築更新工事）	
7	〃	33	工事請負契約の変更契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建築主体工事））	
8	〃	34	財産の取得について（木材破砕機）	
9	〃	35	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
10	〃	36	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
11	〃	37	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
12	〃	38	令和4年度津別町一般会計補正予算（第3号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	39	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
14	〃	40	令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
15	〃	41	令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
16	〃	42	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
17	意見書案	2	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	
18	〃	3	水田活用の直接支払交付金の見直しの中 止を求める意見書について	
19	〃	4	地方財政の充実・強化を求める意見書につ いて	
20	〃	5	令和4年度北海道最低賃金改正等に関する 意見書について	
21	〃	6	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分 の1への復元、「30人以下学級」など教育 予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた 意見書について	
22	〃	7	消費税インボイス制度の実施中止を求め る意見書について	
23	報告	5	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般 会計)	
24	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況につ いて	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 巴 光 政 君 7 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から、本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 29 号 契約の締結について（木質バイオマ

スセンター建設工事)を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐(渡辺 新君) ただいま上程となりました、議案第29号についてご説明申し上げます。

木質バイオマスセンター建設工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、木質バイオマスセンター建設工事。

工事の場所は、津別町字達美213番地1。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、4億3,010万円(うち消費税及び地方消費税額3,910万円)です。

契約の相手先は、津別・清水特定建設工事共同企業体、代表者は網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社 代表取締役中村光一。構成員は、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則であります。

以上、ご説明いたしましたのでご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 30 号 契約の締結について（木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工場）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 30 号についてご説明申し上げます。

木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事の請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称は、木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事。

工事の場所は、津別町字共和 127 番地 2。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、8,613 万円（うち消費税及び地方消費税額 783 万円）です。

契約の相手先は、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則であります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 31 号 契約の締結について（下水道管理センター機械設備改築更新工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 31 号について説明させていただきます。

下水道管理センター機械設備改築更新工事の請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称、下水道管理センター機械設備改築更新工事。

工事の場所、津別町字達美。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、1 億 1,176 万円（うち消費税及び地方消費税 1,016 万円）。

契約の相手先を北見市東相内町 10 番地 7、天内工業株式会社 代表取締役伊藤嘉高として契約を結ぼうとするものでございます。

主な工事の内容は、下水道管理センターを更新する機械設備のうち曝気装置や汚泥かき寄せ機の更新になります。

以上、議案第 31 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 32 号 契約の締結について（下水道管理センター電気計装設備改築更新工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 32 号について説明させていただきます。

下水道管理センター電気計装設備改築更新工事の請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称、下水道管理センター電気計装設備改築更新工事。

工事の場所、津別町字達美。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、9,020 万円（うち消費税及び地方消費税 820 万円）。

契約の相手先を道富士・共立特定建設工事共同企業体、この代表者は、札幌市中央区大通東 7 丁目 12 番 9 号、北海道富士電機株式会社 取締役社長谷村修、構成員を網

走郡津別町字豊永 51 番地 12、株式会社共立電気 代表取締役中山貴美夫として契約を結ぼうとするものでございます。

主な工事の内容は、下水道管理センターの負荷設備、計測設備、監視制御装置の更新でございます。

以上、議案第 32 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 32 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 33 号 工事請負契約の変更契約の締結について（津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建設主体工事））を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第 33 号についてご説明申し上げます。

津別小学校旧校舎長寿命化改修工事請負契約の変更契約につきまして、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回、変更契約となる工事の概要につきましては、現在、津別小学校旧校舎長寿命化改修工事を令和5年3月10日を工期として進めておりますが、理科室と家庭科室の収納棚を更新すること、旧パソコン教室の床のカーペット化、非常階段の手すりを取り替える工事、また落雪防止として雪止めを設置することを追加するものです。

工事の名称は、津別小学校旧校舎長寿命化改修工事（建築主体工事）。

工事の場所は、津別町字幸町69番地1。

契約の方法、指名競争入札。

変更請負金額、3億2,115万6,000円（うち消費税及び地方消費税額2,919万6,000円）。

今回変更による増額、1,626万9,000円（うち消費税及び地方消費税額147万9,000円）。

契約の相手先、津別・清水特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社 代表取締役中村光一、構成員は網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則であります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 34 号 財産の取得について（木材破砕機）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 34 号について内容をご説明申し上げます。

本件については、木質バイオマスセンターにて使用する木材破砕機の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称としましては、木材破砕機、数量は 1 台。

納入場所は、津別町字達美 213 番地 1。

契約の方法につきましては、一般競争入札。

取得金額、7,139 万円（うち消費税及び地方消費税額 649 万円）です。

取得の相手先は、空知郡南幌町 759 番地 58、株式会社アグリフォレストマシーン、代表取締役山田俊作ダニエル。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

木材破砕機の形式は、上段の機械区分に記載しております、MUS-MAX 社製クローラー式切削チップパー 9XLDLK、機械性能については記載のとおりとなっております。

以上、内容の説明をいたしましたのでご承認くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 34 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 35 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第 11、議案第 37 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、議案第 35 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第 11、議案第 37 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 35 号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 35 号、36 号、37 号について一括説明をさせていただきます。

このたびの規約の変更理由につきましては、新たに団体が加入したことに伴う規約の変更であります。

説明資料の2ページをご覧ください。

議案第35号の北海道市町村総合事務組合規約の変更については、新旧対照表に記載のとおり、別表第1と別表第2に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

4ページをご覧ください。議案第36号の北海道市町村職員退職手当組合契約の変更につきましても、新旧対照表に記載のとおり、別表2、「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

5ページをご覧ください。議案第37号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましても同じく別表第1に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

議案にお戻り願います。

議案第35号から議案37号の本文につきましては、ただいまご説明いたしました団体を加えることについて条文化をしたものであります。

また、附則の施行日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、議案第35号につきましては北海道知事、議案第36号及び議案37号につきましては総務大臣の許可の日からとしているものであります。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 36 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 37 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 38 号 令和 4 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 38 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において職員の採用、人事異動及び給与条例改正などに伴う給与費の減、地域医療維持助成事業の増額、新型コロナウイルスワクチン 4 回目接種に向けた関連経費の増額などを中心に補正予算を組ませていただきました。

なお、給与費につきましては、一般会計では職員数 1 名分の減で、合計では 2,458 万 9,000 円の減額、特別会計をあわせた全会計では、2,613 万 6,000 円の減額となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ1億4,090万7,000円を追加し、補正後の予算総額を73億4,725万9,000円とするものです。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので7ページから8ページをお開きください。

なお、給与費については冒頭に説明したとおりですので、各款項における説明は割愛させていただきます。

款1、項1議会費、下段の議員報酬等は条例改正による減額です。

款2総務費、項1総務管理費は9ページから10ページをお開きください。下段の目3財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剰余金の積み立てで1,007万2,000円の増額です。項2地域振興費、目3企画振興費は次ページになります。多目的活動センター管理運営経費は、施設の屋内外用放送アンプの取り替え修繕を予算流用にて対応したための流用元補填を主な内容としまして40万9,000円の増額です。15ページから16ページをお開きください。項5選挙費、中段の目2参議院議員選挙費の参議院議員選挙経費は、ポスター掲示場の区画数及び設置経費の増に伴う所要額の増について、予算流用にて対応したための流用元補填となります。

17ページから18ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、下段の殉公者追悼式経費は2ページにわたりますが、中止による減額となります。障害者総合支援事業経費は、自立支援医療（更正医療）費給付費の支給対象者の増により641万2,000円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金は、人件費分の減額となります。21ページから22ページをお開きください。目5老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園に対する設備修繕の補助で17万9,000円の増額。福祉寮運営経費は、福祉寮寮母の通勤に係る費用弁償で増額となります。

23ページから24ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円の特別給付金を支給する国の総合緊急対策事業で、町が支給事務を担う対象

人数を 25 人と見込み、3 節から 19 節までは支給に係る関連経費を、22 節は令和 3 年度に実施した同事業の過年度還付金で、あわせて 305 万 3,000 円の増額です。

款 4 衛生費は 25 ページから 26 ページになります。項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、中段の地域医療維持助成事業は、津別病院への追加の補助金として 8,500 万円の増額です。目 2 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、次ページにわたりますが、4 回目のワクチン接種に向けた関連経費 2,199 万 2,000 円の増額です。下段の目 3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、29 ページから 30 ページになります。人件費分の減及び個別排水整備事業において、設置数の増を見込み 189 万 8,000 円の増額です。簡易水道事業特別会計繰出金は、人件費分の減額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費は、31 ページから 32 ページをお開きください。下段の目 3 農業振興費の鳥獣被害防止総合対策事業は、事業実施計画の承認による緊急捕獲活動支援事業の内示により 332 万 2,000 円の増額。33 ページから 34 ページをお開きください。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業は、病害抑制や馬鈴しょの種子の安定供給などの取り組みに対するトンネル補助事業で 984 万 4,000 円の増額です。目 4 振興事業費、国営農地再編整備事業推進事業は、農業経営高度化支援事業の対象面積の増加により増額です。目 5 畜産業費、畜産振興対策事業は、堆肥製造施設における堆肥攪拌機購入補助について、昨今の輸入物価の上昇により増額です。項 2 林業費は、35 ページから 36 ページになります。目 2 林業振興費の木材工芸館・体験工房管理経費は、キノスの展示木について撤去・補強及び塗装等の安全対策を施すもので 356 万円の増額です。21 世紀の森管理経費は、既に実施した修繕により今後の施設営繕等に不足が見込まれることから、72 万円の増額です。森林環境譲与税活用事業は、愛林のまち私有林整備事業の事業量の増加により増額となります。37 ページから 38 ページをお開きください。目 6 公有林費、町有林整備事業は車両修繕で 17 万 5,000 円の増額です。

41 ページから 42 ページをお開きください。款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費は次ページになります、中段の教育委員会事務局経費、その下の目 3 義務教育振興費の外国語指導助手招致事業経費は、会計年度任用職員に係る雇用保険料率改定に伴う増額です。項 2 小学校費、目 1 学校管理費、小学校施設管理経費は、G I G A スクール構想のタブレット端末及びソフトウェア保守管理料の増額です。目 2 教育振

興費は次ページをお開きください。その他小学校教育振興経費は雇用保険料率改定に伴う増額となります。項3中学校費、目1学校管理費、中学校施設管理経費は小学校費と同様の事由により増額です。目2教育振興費のその他中学校教育振興経費は次ページにわたりますが、学習補助員について臨時教職員を採用したことに伴う関係する節の増額と、4月1日付の教職員の配置増加による校務用パソコンの購入を7節からの予算流用及び17節の予算で対応したことによる補填で、あわせて20万5,000円の増額です。49ページから50ページをお開きください。項5保健体育費、目1保健体育総務費、社会体育事業経費は節の組み替えとなります。目2体育施設費の運動広場管理経費は、共和野球場の外野芝生改修工事の財源として、その下の体育施設共通管理経費は、本岐体育館のトランポリン購入の財源としてスポーツ振興くじ助成金の内示を受けたことから財源内訳の補正となります。温水プール管理経費は、自動火災報知器取り替え工事を予算流用にて対応するための流用元補填となります。目3学校保健費、児童・生徒健診等経費は、心臓検診業務について従来の委託先の業務撤退により委託先が変更となることに伴い増額です。目4学校給食費、給食センター運営経費は雇用保険料率改定に伴う2,000円の増額。次ページになります、需用費の増額は食缶の更新を予算流用にて対応したための流用元補填となります。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページにお戻りください。款12分担金及負担金、項1分担金は、歳出で説明した農業経営高度化支援事業の増に伴う受益者分担金で増額です。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、ワクチン4回目接種に係る予防接種委託料の当該費用分で486万1,000円の増額です。項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特別給付金は、令和3年度に係る補助金不足分の追加交付で10万円の増額。子育て世帯生活支援特別給付金は、令和4年度の支給に係る補助金となります。目3衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、接種委託料以外のその他経費分で1,712万2,000円の増額、目5教育費国庫補助金、へき地児童生徒援助費等補助金は1万5,000円の増額です。項3国庫委託金、参議院議員選挙費は歳出と同額の増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金の農業費道補助金は、それぞれ歳出で説明した事業に対する補助金で増額となります。項 3 道委託金は、道営農村整備事業に係る道営事業補助監督業務で 63 万 8,000 円の増額です。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金の地域振興基金繰入金は、津別病院への追加補助分 7,790 万円の増額。5 ページから 6 ページをお開きください。森林環境譲与税基金繰入金は、歳出で説明した愛林のまち私有林整備事業に係る増額です。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 6 雑入は、雇用保険料率改定に伴う増額です。目 7 地域振興事業助成金、スポーツ振興くじ助成金は歳出の体育施設費で説明した共和野球場の外野芝生改修工事に 2,786 万 4,000 円、本岐体育館トランポリン購入に 267 万 9,000 円、計 3,054 万 3,000 円の増額です。

款 21、項 1 町債、目 2 衛生債の地域医療維持助成事業は、過疎債ソフト分の発行限度額の増で 710 万円の増額。目 6 教育債の運動広場野球場外野芝生改修事業は、スポーツ振興くじ助成金の活用により 2,570 万円の減額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は地方債補正で、2 ページめくりまして第 2 表のとおり二つの事業について限度額を補正するもので、補正後の限度額は 13 億 2,970 万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 38 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 39 号 令和 4 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 39 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人件費の補正とコロナ傷病手当金の期間延長によります補正と、過年度還付金償還金の追加というような内容になっております。

補正予算の条文第 1 条第 1 項としまして、歳入歳出予算の総額に 152 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 8,412 万 1,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費では、目 1 一般管理費の給与費で手当の改正に伴う減額によりまして 58 万 4,000 円の減額です。

款 2 保険給付費では、長引くコロナ禍への対応として傷病手当金の適用期間延長に伴い 119 万 9,000 円の増額です。

款 8 諸支出金は、目 1 一般被保険者保険税の過年度還付金 40 万円の増額、7 ページ、8 ページになりますが、目 4 保険給付費等交付金償還金で、令和 3 年度保険給付費等交付金、普通交付金の確定に伴う返還金として 50 万 6,000 円の増額で、合計 90 万 6,000

円の増額です。

続いて歳入となりますので、3ページ、4ページにお戻りください。

款2道支出金は、傷病手当金に対する特別調整交付金分として119万9,000円の増額です。

款4繰入金は、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で、人件費減に伴い58万4,000円の減額、項2基金繰入金、目1国保基金繰入金で過年度還付金償還金補正に伴い90万6,000円の増額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正予算の総額については第1項の内容となるものです。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第40号 令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第40号についてご説明いたします。

補正の理由につきましては、歳出では人件費の減額及び過年度還付に伴う増額の補正であり、歳入ではこれらに伴う国庫補助金の増額、一般会計繰入金の減額の補正であります。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ37万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,912万1,000円とするものでございます。

第2項は後ほどご説明いたします。

それでは、歳出からご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員手当等の改正による減額で43万9,000円の減額です。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、令和3年度分新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者の保険料の減免で6万円の増額です。

続いて歳入になります。3ページ、4ページにお戻りください。

ただいまご説明いたしました歳出に係る款2国庫支出金が6万円の増額、款6繰入金が43万9,000円の減額です。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第1表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 41 号 令和 4 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 41 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は、人件費の補正及び個別排水処理施設の設置基数を 2 基分追加するものです。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 789 万 8,000 円を追加し、予算総額をそれぞれ 6 億 1,999 万 8,000 円とするものです。補正内容につきましては歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、給与費の補正により 8 万 8,000 円の減額です。

款 3 個別排水費、項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費につきましては、個別排水整備事業で当初 3 基設置する予定となっておりましたが、既に 3 件の設置箇所が

決まっております、今後も追加需要が見込まれることから実施測量設計業務 33 万円と 2 基分の設置工事費 765 万 6,000 円の増額をするものでございます。

3 ページ、4 ページにお戻りください。歳入につきましては先ほど説明させていただきました浄化槽設置基数の増額にあわせ、款 1 分担金及負担金、項 1 分担金、目 2 個別排水受益者分担金を 20 万円増額。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金を 189 万 8,000 円の増額。

款 7 町債、項 1 町債、目 2 個別排水事業債で 580 万円を増額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものであります。

また第 2 条につきましては、第 2 表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

以上、議案第 41 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 42 号 令和 4 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 42 号について説明させていただきます。

主な補正の内容といたしましては、人件費の補正と小水力発電による売電収入の受け入れ先科目の見直しによる補正となります。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における収入の水道事業収益を 16 万 8,000 円減額し 1 億 9,440 万 1,000 円とし、支出の水道事業費用を 29 万 8,000 円減額し、2 億 425 万 9,000 円とするものであります。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費において期末勤勉手当 31 万 6,000 円を含む給与関連の予算を減額しました。

また、コンビニ収納代行事務手数料につきましては、当初予算に計上漏れがございましたので、本補正により 13 万 8,000 円を計上させていただきます。

収入の部につきましては、本年度より稼働を始めました小水力発電による売電収益につきましては、当初予算では水道事業収益、附帯事業収益の給水収益で計上させていただいておりましたが、目を新設し小水力発電収益として収入するほうが適切と判断をさせていただきましたので、該当予算の 152 万 8,000 円を新設科目のほうに振り替えさせていただきます。

営業外収益の他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては給与費の減額に伴う減額補正です。

3 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。

今回の補正で当年度純損失が 13 万円小さくなりましたので、他の部分に変更はございませんので最下段の資金期末残高につきまして 13 万円の増加となり、4 億 6,318 万 2,000 円となります。

4 ページから 6 ページは貸借対照表です。

キャッシュ・フロー計算書と同様に今回の補正による変更は6ページの8行目の当年度純損失の減少となります。

7ページの損益計算書は、収益的収入及び支出の補正内容で説明させていただきましたとおり、2営業費用の(ニ)総係費、3附帯事業収益の(イ)給水収益、(ロ)小水力発電収益、5営業外収益の(ロ)他会計繰入金に変更が生じた結果、当年度純損失は958万8,000円となっております。

第3条につきましては条文にお戻りいただきまして、第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を43万6,000円減額し2,395万1,000円とするものであります。

第4条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について職員給与費に充てるものを16万8,000円減額し、898万円とするものであります。

以上、議案第42号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） 申し訳ございません。

先ほど議案第 42 号の説明の中で、私の発言のほうに誤りがありましたので訂正させていただきます。

3 ページ、キャッシュ・フロー計算書になります。

一番下の資金期末残高のところにつきまして、先ほど 4 億 6,318 万 2,000 円と申し上げましたが、こちら記載のとおり 4 億 6,331 万 2,000 円が正しい数字となります。

続きまして 7 ページ損益計算書についてでございます。

下から四つ目の数字になります。当年度純損失のところなんですけれども、そちらは記載のとおり 985 万 8,000 円が正解となります。

大変ご迷惑をおかけしました。

訂正させていただきます。

◎意見書案第 2 号

○議長（鹿中順一君） それでは日程第 17、意見書案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、全文を読み上げ提案理由といたしますので、よろしく願いいたします。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、

林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮するためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道が 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担う必要がある。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては記以下の 2 点について措置を講ずるよう強く要望するものがあります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか各大臣です。

以上、提案いたしますので、みなさまのご賛同よろしく願いいたします。

議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、意見書案第 3 号 水田活用の直接支払交付金の見

直しの中止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）　〔登壇〕　意見書案第3号　水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書について、地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書の提出をしますので、読み上げて説明にかえさせていただきます。

コロナ禍の長期化で農産物需要が減少し、在庫増、価格低迷で生産者は大変苦しい中で、国民の食料を支えているという思いで農作業に励んでいる。

昨年から食料価格が上昇し、さらにロシアのウクライナ侵攻で食料不足、価格高騰が深刻になり、我が国でも食料価格の高騰は低所得者、ひとり親家庭、年金生活者などの生活を直撃している。

また、肥料や飼料など生産資材の多くが輸入に依存し、追い討ちをかける円安で、生産資材の高騰と不足に生産者は直面している。

国が進める水田活用の直接支払交付金の見直しで、交付金対象から除外される水田が多く出ることが危惧されている。多くの国民の皆さんが輸入に依存した食に不安を抱いている。

今必要なことは、生産者を励まして生産を増やし食料自給率を引き上げることであり、よって、次の対策を強く求めます。

一つ目に、水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すること。

2 肥料、飼料など生産資材の高騰対策を行うこと。

3 食料自給率を確実に引き上げる価格保障、所得補償を行い、生産者を励ますこと。

4 ミニマムアクセス米など農産物の輸入を減らす外交協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出先としまして衆議院議長、参議院議長、各大臣に提出するものであります。

以上、説明いたしましたのでご協賛よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、山田英孝君。

○5番(山田英孝君) [登壇] ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、一部読み上げて提案をいたします。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少における地域活性化対策、脱炭素化を目指す環境対策、行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

このため、令和5年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案し、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の9項目の実現を要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するもので、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官ほか各担当大臣に提出するものでありますので、皆さまのご賛同よろしくお願いを申し上げます。

○議長(鹿中順一君) 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 意見書案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第5号 令和4年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、意見書案第5号 令和4年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について一部読み上げて提案をさせていただきます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、この労働条件決定に関与することがほとんどできていない。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和4年度の北海道最低賃金の改定にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

以下、3項目の内容について地方自治法第99条の規定により厚生労働省北海道労働局長へ意見書を提出するものであります。

皆さんの賛同、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 意見書案第6号について説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書であります。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であります。この制度における国の負担率が平成18年に2分の1から3分の1に変更されました。

また、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもたちが増加しています。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下5項目について要請します。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思っております。

提出先につきましては、総理大臣、各両院議長、その他関係大臣あてであります。

趣旨をご理解いただき、賛同していただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、意見書案第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 意見書案第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について、一部読み上げまして説明にかえさせていただきます。

令和元年10月の消費税率10%への引き上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、令和3年10月から課税事業者登録が始められた。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめさまざまな団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高に関わらず納税義務が発生する。

一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者である。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならない

なる。また、農業者は、農協を通じた取引について適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合、登録業者になることが必要となる。そのためJAは農業者全員がインボイス登録を行うことを推奨しており、オホーツク基幹産業である一次産業への影響は非常に大きいものとなる。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機と物価高騰のもと、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の準備、新たな納税の負担に耐えられる状況にはない。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、令和5年10月からの消費税インボイス制度の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を衆議院議長、参議院議長、以下各大臣に提出するものです。

よって、皆さまのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

「（異議なし）の声あり」

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第5号 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から令和3年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第6号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の令和3事業年度事業報告及び決算、令和4事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第7号

○日程第25、報告第7号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の令和3事業年度事業報告及び決算、令和4事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

日程第26、報告第8号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和3年度2月分、3月分、4月分、令和4年度4月分の例月出納検査について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで、令和4年第3回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時28分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員